

## 辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成25年9月6日(金)午後1時30分から2時54分

2. 開催場所 辰野町役場 2階第6会議室

3. 出席委員(15人)

会長	1番	尾坂 壽夫
会長職務代理者	2番	赤羽 則子
委員	3番	三浦 淳
	4番	上島 貞章
	6番	足助 聰美
	7番	下田 節子
	8番	野澤 修一
	9番	根橋 英男
	10番	根橋 鉄雄
	11番	竹淵 光雄
	12番	宇治 昭三郎
	13番	有賀 勝英
	14番	宮原 光平
	15番	小澤 浩矩
	16番	栞澤 幸雄

4. 欠席委員

5番 中村 智子

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

報告事項 専決事項について

8月許可決定の5条4件については、長野県農業会議から  
8月12日付けで許可相当の答申があったので、許可指令書を  
交付した

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 飯澤 誠

事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 足助和実

書記 役場産業振興課農政係専門員 千田茜

## 7. 会議の概要

### <尾坂会長>

どうも、皆さんこんにちは。9月に入りまして朝夕めっきり涼しくなってきたわけでございます。今日は特別に秋晴れの素晴らしい天気となったわけでございますが、日本列島は台風や秋雨前線で大変な大雨それから竜巻等で大変な、すごい影響を受けて大変な地域になっているところもございます。幸いにも長野県、またこの地域においてはそれらの影響は何もなくて、秋の収穫ができるんじゃないかなと楽しみにしているところでございます。ただいま職務代理からお話がありましたとおり、委員の皆さん方には8月21日、31日の大豆の消毒等していただきました。私も見せていただきましたけれども本当にきれいになっていまして、しっかり鞘がついておりますので、今年はまた素晴らしく収穫できるんじゃないかなと思っております。また8月28日には農地パトロールの開会式ということで、県下でもって伊那市が主催してやったところでございます。それに正副部長の皆様方参加していただきました。一度耕作放棄地になってしまうと大変だということで実践を見てきました。まず草を刈り、プラウで起こし、それをロータリーかけるということで、大変な作業でございますのでできるだけそういうことのないように農地パトロール等しながら指導していただきたいと思っております。また先程も申しましたとおり、北部三町村交流会につきましては素晴らしい成績を収めましたので、来年は南箕輪で行うわけでございます。一昨日は山岳コースでございましたが次は平地コースでございますので、そうなれば辰野町も優勝するチャンスもあるんじゃないかと思っておりますので、皆様方それまで腕を磨いていただきたいと思っております。これからはまたいろいろと行事等ございますが、皆さん方にはご協力よろしく申し上げます。それではこれから9月度の審議に入りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは3番の議事録署名委員の指名でございますが、本日は13番の有賀委員、14番の宮原委員、よろしくお願いいたします。それでは4番の議事に入りたいと思っております。第1号議案、農地法の規定に基づく許可について事務局から説明をお願いします。

### <事務局>

#### **【議案第1号、3条の規定による許可について、1番朗読】**

### <足助事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。

塩尻市大字上西条(かみにしじょう)…の A さん所有の、大字小野字木戸口…番地、地目は田、面積 572 m<sup>2</sup>を、大字小野…番地にお住まいの B さんが取得するものです。この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は 39a で下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利

用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、宇治委員と小澤委員から意見書をいただいています。

<尾坂会長>

では、現地を確認しました宇治委員の方からお願いします。

<12番宇治委員>

12番の宇治です。それではご説明を申し上げます。8月17日に小澤さんとBさんと立会いを行いました。本件の内容は先程申し上げましたように塩尻市上西条のAさんの所有の土地をこのBさんに譲渡するという内容でございます。(場所の説明)土地の地目は田んぼですが現状は畑となっております、いつでも田んぼになるようであります。作物を作っております。境につきましては国土調査してありまして境杭が明確に打ち込まれてありました。土地に入る道路はですね、東側にあるんですが小野川がありますけれども小野川の堤防沿いに道が開いておりますトラクターなど十分入れるようになっております。以上ですが特に問題ないと思います。ご審議の程をお願い申し上げます。以上です。

<尾坂会長>

はい、ありがとうございました。ただいま現地を見ました宇治委員の方からご説明がございましたが、ご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。「(異議なし)の声)異議なしという声でございますので、この件につきましてはこのとおりで許可したいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。それでは次の5条について事務局、全体説明をお願いいたします。

### **【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～4 番朗読】**

<足助事務局次長>

それでは5条であります。

1番、所有権の移転でございます。

名古屋市東区泉一丁目..番..号にお住まいのAさんが所有いたします、大字伊那富字北湯舟...番地、地目は畑、面積623㎡を、岡谷市幸町..番..号にお住まいのBさんが取得し太陽光発電施設を新設するための申請でございます。譲渡人は遠方に住んでおり辰野に来ることもないため、農地を処分したい、また譲受人は太陽光発電

による電力の売買によって長期的な収益を得るために、申請地を取得し太陽光発電施設を新設したい計画でございます。申請地は市街地等の区域に近接する小集団の農地の区域内でありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(2)の積極的2種農地と指定されますが、譲渡人の所有地はここのみであり位置的代替性がないことからやむをえないと判断いたします。この件につきましては、宮原委員、上島委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

それでは宮原委員の方からご説明をお願いします。

<14番宮原委員>

それでは宮木担当の宮原の方から説明しますが、大体今のとおりで、(場所の説明)畑のところを太陽光発電ということでこういうのも、ぼつぼつ出てきたかなあという感じであるんですが、8月12日に上島委員と竹淵委員、8時に立会いをいたしまして、境界杭のほうは畑のままですからはっきりあるということで、確認をいたしました。以上です。

<尾坂会長>

ただ今ご説明がございました。太陽光発電の施設を作りたいということでございますが、この件につきましてご意見ご質問等ございましたら。「なし」の声この件につきましてはBさんという人が会社が誰かに頼んで設置するということですかね。

<足助事務局次長>

Bさん個人の売電、工事自体は会社です。

<尾坂会長>

これからは太陽光発電こういう風な形で出てくるケースがあると思います。この件につきまして先程、異議なしというご意見でしたけれど、ご意見等ございませんか。ないようですので、この件につきましてはこんな形で進めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。次に2番目お願いいたします。

<足助事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。

大字伊那富…にお住まいの A さんが所有いたします、大字伊那富字上原…番地、地目は畑、面積 229 m<sup>2</sup>を、諏訪市四賀…にお住まいの B さんが取得し住宅を新築するための申請でございます。譲受人は現在借家に住んでおりますが、土地を購入し自己の住宅を新築したい計画でございます。申請地は第 2 種中高層住居専用地域の用途地域内でありますので、農地法第 5 条第 2 項第 1 号ロの (1) の第 3 種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましても、宮原委員、竹淵委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

この件につきましても、宮沢委員、以下説明をお願いいたします。

<14番宮澤委員>

はい、それではこの件は、8月13日に竹淵委員と上島委員と私と立ち会って、7時半から立ち会ってまいりました。(場所の説明)境界杭はしっかりしていて、水道排水その他下水関係は前の道路に埋設されており、境界・排水・水道の関係は問題ないということで以上で問題ないと判断してまいりました。ご審議をよろしく申し上げます。

<尾坂会長>

ただ今宮原委員の方から説明がございました。何かご意見ご質問等ございましたら。「異議なし」の声)異議なしということでございますのでこの件につきましても許可することにいたします。3番につきましてもお願いいたします。

<足助事務局次長>

3番、使用貸借権の設定でございます。

大字辰野…番地の A さんが所有いたします、中央…番地、地目は田、面積 361 m<sup>2</sup>を、大字伊那富…の B さん・C さんが共有名義で使用貸借し住宅を新築するための申請でございます。借人は現在家族でアパートに居住しておりますが、子供の成長などで手狭となったため、父親が所有する申請地を使用貸借し住宅を新築する計画でございます。申請地は第 1 種低層住居専用地域の用途地域内でありますので、農地法第 5 条第 2 項第 1 号ロの (1) の第 3 種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましても、竹淵委員、上島委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

それでは竹淵委員の方から、立ち会った現状をご説明お願いいたします。

<11番竹淵委員>

はい、それでは11番竹淵ですが、私の方から説明をさせていただきます。先程説明があったように、父親の所有する土地に息子さんが、現在アパート住まいですが、子供さん等がいるため手狭になったので、住宅を新築したいということになります。境界については国土調査済みではっきりしておりますし、町道には西側北側が隣接しており西側4.8メートル北側3メートルということで町道に接しておりますし、また水道下水道についても両側道路に埋設されておりますので、問題ないということで判断をさせていただきましたのでご審議をお願いしたいと思います。以上です。

<尾坂会長>

はい、どうもありがとうございました。ただ今竹淵委員の方から説明がありましたが何かご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。「なし」の声がないということでございますので、3番につきましては許可することといたします。4番につきましては説明をお願いいたします。

<足助事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。

長野市松代町大室…にお住まいのAさんが所有いたします、中央…番地、地目は畑、面積228㎡を、大字平出…にお住まいのBさんが取得し住宅を新築するための申請でございます。譲受人は現在家族でアパートに住んでおりますが、子供の成長や家族が増えることを考え、土地を購入し自己の住宅を新築したい計画でございます。申請地は第1種低層住居専用地域の用途地域内ですので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましても、竹淵委員、上島委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

それでは竹淵委員の方から説明をお願いいたします。

<11番竹淵委員>

はい、11番竹淵です。説明をさせていただきます。この土地につきましては現在不動産業者が仲介をしておりますもう数年来募集していたところでございます。これは先程申し上げました野嶋さんが、現在アパートに住んでおるんですけれども、住宅を建てようということであります。8月19日8時から上島・宮原両委員と3名で、箕輪町の岡田土地家屋調査士の立会いのもと立会いをさせていただきます。境界についても国土調査済みではっきりしておりますし、町道も幅員4メートル西側、幅員3メートル東側ということで、隣接をしております。その町道両側に水道下水道とも設置してありますので問題がないということで3人で確認をさせていただきました。よろしく申し上げます。

<尾坂会長>

はい、どうもありがとうございました。4番につきまして、皆様のご意見質問等ございましたらお受けしたいと思っております。(「なし」の声)はい、ないということでございますので4番につきましては許可することといたします。第1号議案終わりました、議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について、事務局お願いします。

#### **【農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】**

<足助事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりましたのでお願いします。

<尾坂会長>

はい、この件につきまして質問等ございましたら。(なし)このように決定したいと思いますのでよろしくお願いいたします。次の報告事項に移りたいと思っております。

#### **報告事項**

<足助事務局次長>

それでは報告事項ということで、まず専決事項ということでお願いしたいと思います、8月許可決定の5条3件につきましては、長野県農業会議から8月12日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。

また、農地法第18条第6項の規定による通知書について、合意解約であります、1件、こちらも議案書の通りでございます。いずれにつきましても添付書類も含め完備

しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。報告事項は以上でございます。

<武井会長>

以上が2件の報告事項でございましたが何かわからないこと、質問等ございましたらお願いいたします。(なし)ないようでございますので報告事項につきましては以上で終わらせていただきます。それでは5番その他につきまして事務局の方からお願いいたします。

### その他

○第59回長野県農業委員会大会

11月7日(木)長野市ホクト文化ホール

○農地パトロールについて

毎年行っている調査。協力員報告書の提出9月20日までに。

説明会9月25日午後1時半～第6会議室、予定を。

○その他

平出の農地の借り手について

平成25年度農業者年金加入推進部長会議(10月11日(金)宮原・下田・千田)

農業者年金加入対象者名簿

○味噌作り大豆について

○次回委員会開催日 10月4日(金)午後1時30分から役場第2会議室

(閉会)

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印